

大宰府覚書

—大宝令における称呼を中心に—

橋 本 裕

序

養老令における「大宰府」は、大宝令において何と呼ばれていたか。大宝令と養老令との間に大きな相異はない、とするのが通説であり、また、大宝令制下の史料の中に「大宰府」の語を見出すのは困難なことではない。したがって、新旧両令とも等しく「大宰府」と規定していたといえそうである。しかし、多くの大宝令制下の史料も、厳密に言えば、実際に使用するさいの用法を伝えるものであり、ことに『続日本紀』は平安初期すなわち養老令施行期の編纂物である。私は、大宝令施行期に「大宰府」の語が広く用いられていたことに、いささかの疑問もいただいていないが、律令用語としてそれが正式の用法なのかは別に検討せねばならないと思う。

小論では、「大宰府」が大宝令で何と呼ばれていたかを検討し、それから派生する若干の問題を提起してみたい⁽¹⁾。

1

手続きからいえば、やはり第一に『令集解』の古記等の記載を通して大宝令を復元することから始めねばなるまい。そこで、養老令諸条文のうち、「大宰」「大宰府」などの用語のみえる条文の復旧を試みるために『令集解』の各当該条をみると、古記には「大宰」「大宰府」といった語を引用する部分がなく、確実な復元は困難になる。ただ、考課令1内外官条の古記に、

又条(公式令)、五衛府、軍団及諸帶仗者、為武、唯内舍人及笠志不在武之例、

とみており、これが養老公式令52内外官条の、

五衛府、軍団及諸帶仗者、為武、大宰府、三関國及内舎人、不在武限、自余並為文、

に相当することはいうまでもない。とすれば、当該条古記の所引でないからという不安が残るものの、いちおう、この条文についていえば、養老令に「大宰府」とあったところが大宝令では「竺志」となっていたことになる。もっとも、この両者が同じものを指しているのか、という疑いもある。たしかに、前者は官司名であり、後者は一種の地名らしくみえる。しかし、私は、大宝令制においては、この「竺志」という表記が養老令制の「大宰」もしくは「大宰府」に相当する場合があったと考えている。

たとえば、『令集解』營繕令13有官船条には、令文の「主船司船」を注釈した明法家の説がいくつかみえるが、義解説（と釈説）は、

謂、大宰府主船亦同、釈同、

とみえ、一方、古記は、

其主船司舟、謂、筑紫主船亦同也、

としている。このことからしても「筑紫」が「大宰府」に相当する語であると考えざるをえないのである。

また、同じく公式令80京官出使条の古記には、

假令、使人取竹志返抄還、……

という表現がみえ、ここにみえる「竹志」はもはや地名や地域名としてではなく、返抄を発行しうる、れっきとした官司名として扱われているといわざるをえない。

『令集解』の古記が大宝令の注釈書であるという性格からすれば、以上の諸例をみるに、大宝令に「筑紫」（または「竺志」「竹志」——以下同じ）という語があり、それが養老令における「大宰府」に相当する意味となる場合があったということになる。

それでは、『令集解』古記には、「大宰府」に類する表記はないのかといえ、そうでもない。次のような例がある。「大宰」（考課令48防司之最条、營繕令13有官船条、公式令12移式条）、「竹志大宰府」（公式令89遠方殊俗条）、「大宰帥」（喪葬令3京官三位条）などが管見にはいった例である。もっとも、最後の例は古記の引く「一云」の中にみえるものであり、厳密にいえば古記の文ではない。ともあれ、上記の用例からいえば、古記は「筑紫」のほかに「大宰」「竹志大宰府」と記すことはあるが、意外にも「大宰府」

と三文字に熟した用法を残していない。

では、こうした用法は、他の明法家すなわち養老令注釈書の中に見られるであろうか。結論から言えば次のようである。すなわち、大多数の例は「大宰」「大宰府」という用法で記すが、ただ宮衛令集解8兵庫大蔵条の釈説に、

余、謂諸国兵庫及筑紫大蔵之類

とみえるのが唯一の例外ということになる。釈説が古い明法家の説をそのまま借用することがある⁽²⁾とすれば、この用字法も古いそれを伝えている可能性もある。もし、そうだとすれば、「筑紫」という語を地の文(所引官符等の文章以外という意味)で用いるのは古記だけということになる。たとえそうでなくとも、「筑紫」の語が古記に集中してみられることだけは否定できない。これは古記の筆くせであろうか。むしろ、「竺志」の語が大宝令に確認される以上、古記筆者個人の筆くせによるのではなく、大宝令条文にそうした用法が随所にみられるために、その注釈書(古記)もそのような用法をとったのだと考えるべきである。

では、大宝令においては、のちの「大宰府」に相当する官司を正式には何と呼んだのであろうか。これについては明確に記したものが無いから推測によらざるをえないが、古記が「筑紫」「大宰」「筑紫大宰府」という用例をあげているところからすれば、前二者は省略形であり、「筑紫大宰府」が正式の称呼ではあるまいか。そして、大宝令条文中には、正式の称呼のほかに、こうした省略形でもって記す個所(先にあげた「竺志」も省略形で記した例であろう)もあるという不統一性があつたと考えられる。養老令編纂の方針の一つに、不適切な用字法を改めるということのあつたことは周知のことであるが、新令に「大宰」「大宰府」しか見られないのは、そうした作業の結果というべきである。

ともかくここに、大宝・養老両令で称呼の異なる例を見出せたと思うのであるが、他の官司にそうした例を見出すことができないだけに、この結論に不安を抱くむきもあろう。そこで、この結論が大宝令施行期における史料と矛盾しないか検討してみよう。

そこでまず、大宝令施行期に記された文書からみてゆきたい。

その期間の文書に、「大宰」あるいは「大宰府」と記した例を見出すのはさほど困難ではない。たとえば、早い例として大宝4年(=慶雲元年, 704)

2月11日の「大宰□移」とみえる文書⁽³⁾あるいは天平初～4年(729～732)ころと推定される播磨国正税帳に「太宰府⁽⁴⁾」、天平10年(738)の周防国正税帳に「大宰府」⁽⁵⁾と記された例をあげることができる。このほか大宝令制下における「大宰府」という用法を示す文書は決してすくないわけではない。しかし、これと異なり、「筑紫」の語を冠する用法も見出すことができる。天平6年(734)の出雲国計会帳には、「筑紫大宰府」「筑紫府施師」なる記載がみえ⁽⁶⁾、政府のいわば公式の文書にこうした用法が存在することを無視するわけにはゆかない。(補注参照)

「筑紫」の語を含む例は、奈良時代に編纂された記録の中にも少なからず見出される。

天平宝字4年(760)の成立とみられる『家伝下(武智麻呂伝)』には、武智麻呂について、

天平三年九月、兼筑紫大宰師、
とみえる⁽⁷⁾。同書は、藤原豊成については「降為大宰員外師」としする。天平3年(731)はいうまでもなく大宝令施行期であり、「筑紫」の語を冠していることが注目され、一方、豊成の左遷は天平宝字元年(757)7月すなわち養老令施行期であることに注意すべきである。

神護景雲4年(770)成立の『南天竺波羅門僧正硬并序』には、

以天平八年五月十八日、得到筑紫大宰府、とみえる⁽⁸⁾。

宝龜10年(779)の『唐大和上東征伝』には、

天平勝宝六年甲午正月十二日丁未、副使從四位上大伴宿祢胡滿麻呂奏、大和上到竺志大宰府、

とみえる⁽⁹⁾(なお、上記の文の直前に「大宰府」とのみみえる部分があるが、これは一種の省略であろう)。上記の部分は、『扶桑略記』にもほぼ同じ形で引用されているが(天平勝宝6年正月16日壬子条)、ここでは「竺志大宰府」とみえる。

以上の諸例は、大宝令施行期にかんする記述の中で「筑紫」の語を冠する用例である。それは、こうした史料編纂過程において、『続日本紀』などと異なって、用字法の統一ないし養老令による潤色を試みなかったことによるものと考えられる。『続日本紀』は、これと比べ、養老令にみえる語によって用字が統一されたこととみえ、ほとんど「大宰」「大宰府」という表記をとっている⁽¹⁰⁾が、天平12年9月癸丑条には、「勅、筑紫府管内諸国官人

百姓等」とみえる。これは、何らかの事情でもって、編纂時に用いた原史料の用字法が伝えられた例であろう。

このように、のちに編纂された史料の中にも、大宝令施行期の記述の中に「筑紫」を冠する例を少なからず見出すことができる。

以上をまとめると、次のようになろう。

- ①大宝令条文には「竺志」という語の存在が認められるが、これが養老令の「大宰府」に相当する語であること。
- ②また、大宝令には「竺志」のほか、「竹志大宰府」あるいは「大宰」という用例の存在も推定され、おそらく、「筑紫(竹志)大宰府」が正式呼称ではなかったかと思われること。
- ③実際上の使用例としては、「筑紫」といういわば地域的名称を省略し⁽¹¹⁾、「大宰府」とのみ記す場合が少なくなかったが、同時に、「筑紫」を冠する用法も若干見出すことができること。

以上の点から、いくつかの問題が生じるとと思われる。以下、若干の問題提起を試みよう。

2

第一は、なにゆえ大宝令条文に「筑紫大宰府」といった、いわば地域名を冠した用法が存在したかという点である。

ふつう、「筑紫大宰」といえば、大宰府の前身官司(ないし官職)名であり、大宝以前に存在したとされている。また、大宝以前には、筑紫以外にも「大宰(府)」が存在し(たとえば「吉備大宰」)、それゆえ各「大宰(府)」は地域名を冠する必要がある、また、それらは「総領」とも呼ばれていた、と解されている⁽¹²⁾。そして、これら筑紫以外の「大宰(府)」(＝「総領」)は、大宝令の施行とともに廃止されるので、ことさら「筑紫」を冠する必要がなくなり、大宝令には「大宰府」という官司名が確立すると了解されてきたわけである。

上記の「大宰」制(＝「総領」制)の理解については、大きな問題はないと考えるが、ただ、事実としては、大宝令においても「筑紫」の語を冠する用法が存在しているのである。

その理由は、不明というほかないが、試みに、私は大宝令の編纂過程の中にその理由を考えてみたい。

大宝令の編纂開始は文武4年(700)3月に確認でき⁽¹³⁾、同6月にはその作業に一段落がついたらしく、刑部親王や藤原不比等など19名に律令撰定によって禄が与えられている⁽¹⁴⁾。したがって、大宝令の骨格は文武4年の夏には、おおむね出来あがっており、公卿たちもその概要を知っていたはずと思われる。ところが、その10月には、「筑紫総領」「周防総領」「吉備総領」などの任命がみられるのである⁽¹⁵⁾。まもなく筑紫を除いて総領制を廃止するという大宝令の方針が公卿たちに知られていたなら、かかる任命は、いささか不可解なものといわねばなるまい。廃止を目前にした官職に任命が行なわれた理由をどこに求めるべきであろうか。むしろ、私は、文武4年10月の時点においては、総領制の廃止は企図されていなかったと考えるのである。つまり、編纂開始当初における大宝令においては、総領制が規定されていたのではないかと推定するのである。翌、大宝元年(701)3月、官名位号の改制を皮切りに新令の施行が始まるが⁽¹⁵⁾、おそらく施行直前になって総領制(=大宰制)が筑紫にのみ存続させることに方針が急に変更されたのではあるまいか⁽¹⁷⁾。こうした、あわたたしい方針変更のために、大宝令においては、のちの「大宰府」のようにととのった、統一された表記を記載するに至らなかったのではあるまいか⁽¹⁸⁾。

3

「筑紫大宰」の史料上の初見は、『日本書紀』推古17年4月庚子条であり、以下、「筑紫大宰帥」などを含め、こうした用例が『日本書紀』に何度かみえている。このほか、これに類する表記として、「筑紫都督府」「筑紫率」「筑紫帥」「筑紫大宰府」「筑紫大宰率」などが散見する。こうした表記に対する史料批判は慎重に行なわれねばならないが、これらの中には大宝令にみられる表記と同一の書式のもが含まれている可能性があり、したがって『日本書紀』編纂時の有効法令である大宝令の用語による潤色を受けたものが混合していることも考えられよう。もちろん私は、推古朝以来の「筑紫大宰」的な存在をただちに否定しようとするものではないが、『日本書紀』においては、浄御原令制下における「国宰」が大宝令の用語の「国司」に書き改められ⁽¹⁹⁾、同様に「評」が「郡」と書き改められていることを考えれば、そうした可能性を考えることもあながち的はずれではあるまい。

『続日本紀』の文武元～4年紀も浄御原令制下の記録といえるが、これらの記事の中には『続日本紀』編纂時の有効法令＝養老令によって潤色の加えられたものがある。2年4月甲申条に、

令大宰府繕治，大野，基肆，鞠智三城，

とみえる。この時期には「吉備大宰」なども存在したはずであるから、たんに「大宰府」と記す官司が文武2年（698）に存在するはずがない。むしろ養老令による潤色の結果とみるべきである。『続日本紀』は全編にわたって、ほとんど「大宰」「大宰府」で統一されており、大宝令に存在したと思われる「筑紫」を冠する用例がほとんど姿を消しているのも同じ事情によるのであろう。ただ、こうした潤色の統一性は『日本書紀』よりはいくぶんルーズであったらしく、「衣評督」「助督」という明らかに浄御原令制による表記も文武4年6月庚辰紀にみえている。そして、この「評」を記した同じ条には「笠志惣領」の語がみえているのであり、浄御原令制下に「惣領」という用語が用いられていたことは、ほとんど疑いの余地がないのである。このようにみえてくると、「大宰」という用語がいかなる位置を占めるのか再検討の必要があろう。

なお、このほか大宝以前の地方制度を知るうえで有力な史料として『風土記』があるが、そこには大宝以前の「大宰」の語はみえず、かわりに「総領」とみえることも示唆的である⁽²⁰⁾。

4

「筑紫」という語は、九州全域を指す場合がある一方、筑前国と筑後国とを合わせた地域を指すこともある。そして、小論のはじめに示したように、大宝令においては、大宰府に相当する表記にもなりうるのである。

とすれば、大宝令施行期の史料（ひいては『日本書紀』）の中に、大宰府もしくは、その管内という法制的な用語として「筑紫」が用いられる可能性もあるはずである。

いま具体的にそれらの用法を弁別するのは困難であり、またその紙面も許されていないが、たしかに「西海道」という法制的な意味で「筑紫」の語を用いることは大宝令制下にしばしばみられ、養老令制下では明らかにその数が減少している。例えば、「筑紫七国」（大宝2年4月紀）、「筑紫諸国」（神亀4年7月紀）をはじめ、大宝元年（701）12月7日の太政官処分

にみえる「筑志」（選叙令集解）、民部省式⁽²¹⁾の「竺紫国」（賦役令集解）、慶雲3年2月16日勅の「筑紫之役」（三代格）などはそうした例であろう。これに対し、養老令施行下では、ほとんど「西海道」ないし「大宰府管内」の語に統一されているようである。これは、養老令施行によって、令条文の「筑紫」という法制的用語が消滅したことによるのであろう。

5

養老令の施行にともなって、大宰府に「筑紫」という語を冠する用法はいちおう姿を消すはずである。しかし、なお若干の例外があり、それに付言しておきたい。

天平宝字6年(762)閏12月29日の造石山院所解の中に「筑紫帥」という表記がみえる⁽²²⁾。この場合は、新令施行からまもないころのことなので、まだこのような用法が一部残存していたためと考えてよかろう。

ところが「筑紫」を冠する例は、ほかにもある。『続日本紀』宝龜11年2月庚戌条には、「筑紫府」に勅することが見え、同宝龜11年7月戊子条の勅および同宝龜11年8月庚申条の官奏には「筑紫大宰」とみえている。ことに、後二者は『類聚三代格』等にも同じようにみえており、この用字法に対する疑問の余地はない。この三例をいかに考えるべきか、明瞭な解答を得ることは困難である。「筑紫大宰」が、四文字ごとに区切りを持つ漢文体には調子のよい語となるが、それだけが理由ではあるまい。むしろ「筑紫府」を含め、こうした用法が宝龜11年(780)に集中することこそ注意されてよい。しかし、何故こうした用法が宝龜11年にのみ集中してみられるのか、今のところ不明というほかない。この期間の勅、官奏の起草者の筆法によったものかと思われるが、そうした背景、事情について、諸賢の御教示を得たいと思う。ただ、ここで述べておきたかったのは、「筑紫大宰」といった類の表記が養老令制下にみられるのは特別のケースにおいてだけと考えられるということである。

結

以上、養老令制の「大宰府」は、大宝令制下では必ずしも同様の表記ではなかったことを指摘し、それから派生する若干の問題について素述してみた。試論の域を出るものではないが、御批判を賜われれば幸である。論じ

残している点とあわせ、さらに検討を加えてゆきたいと思っている。

(1979年11月30日)

〔注〕

- (1) 大宰府に関する研究業績を逐一紹介することは、この紙面では不可能である。最近の著書として藤井 功・亀井明德両氏『西都大宰府』、倉住靖彦氏『大宰府』、鏡山猛氏『大宰府遺跡』のあること、および1975年以前の主要な研究業績については倉住靖彦氏「大宰府研究の現状と問題点についての序章」(日本史研究153)に適切な紹介のあることを記すにとどめたい。ただ、管見の限りでは、大宰府に関する大宝令条文の復元を試みたものはない。
- (2) 釈説と古記説との関係については、松原弘宣氏「古記無別について」(続日本紀研究157)を参照されたい。
- (3) 大東急記念文庫所蔵。
- (4) 『大日本古文書』正倉院編年1—150—151。この文書の成立年代については、田中卓氏「播磨国正税帳の成立と意義」(『日本古典の研究』)参照。
- (5) 『大日本古文書』正倉院編年2—132。
- (6) 『大日本古文書』正倉院編年1—596。
- (7) 『寧楽遺文』下—886。
- (8) 『寧楽遺文』下—887。
- (9) 『寧楽遺文』下—906。
- (10) 第3項参照。
- (11) 単に「国符」としか記さない大和国符も存在した(『寧楽遺文』中—646)。地域名を省略するケースとして参考になろう。
- (12) 八木 充氏「国郡制成立過程における総領制」(『律令国家成立過程の研究』)。なお、これに引用されている諸論文も参照されたい。
- (13) 『続日本紀』文武4年3月甲子条。
- (14) 『続日本紀』文武4年6月甲午条。
- (15) 『続日本紀』文武4年10月己未条。
- (16) 『続日本紀』大宝元年3月甲午条。
- (17) 大宝令編纂・施行の過程については諸説あるが(押部佳周氏「大宝令の成立」ヒストリア60、およびそこに引用された諸論考)、私は以上のように考える。すなわち、律令撰定による賜禄をもって骨子ないし草案の完成と見、律令が全面施行に至るまでかなりの時間を費しているのは部分修正がつづけられたためと考えてみたいので

ある。

- (18) さらに詳しく推測してみたい。当初、大宝令には広範囲にわたる大宰制が規定されており、大宰府が吉備や周防にも施行されるものであったと考える。したがって、「筑紫大宰（府）」、「吉備大宰（府）」といった表記が存在したものとされる。ところが施行直前になって、方針が変更され、筑紫以外の大宰（府）が停止されることになり、たとえば「吉備大宰（府）」といった表記、ないしその語を含む条文が削除されたのであろう。しかし、それが短期間における改訂であったため、それ以上の校訂は行なわれず、ために「筑紫」の語を含む表記が残ってしまったのではなかろうか。
- (19) 藺田香融氏「国衙と土豪との政治関係」（『古代の日本9 研究資料』）。
- (20) 大宝以前の「大宰」の史料として、『日本書紀』のほかに、『上宮聖徳法王帝説』の裏書の「（私云）曾我日向子臣，字無耶志臣，難波長柄豊碓宮御宇天皇之世，任筑紫大宰帥也」と、『続日本紀』養老4年正月庚辰条の「後岡本朝（斉明）筑紫大宰帥大綿上比羅夫」とがある。前者は貴重な史料ではあるが、よほど後の書き込みであり、大化5年3月紀によっていると思われる。後者も、のちの知識による潤色も考えられる（斉明朝の「大綿上」というのもおかしい）。のちの大宰府につながる官衙は天智朝の創建であり、職階を有する官職をとまなうのは浄御原令によると考えられる（倉住靖彦氏『大宰府』）。したがって、当時「帥」を含む職階の存在はとうてい認めがたく、こうした用字については信頼をおくことができない。
- (21) 井上辰雄氏「『民部省式』をめぐる諸問題」（日本歴史262）によると、これは大宝元年（701）～和銅5年（712）の成立であるという。
- (22) 『大日本古文書』正倉院編年5—343, 348。
- （補注）天平勝宝年中のものとして推定される「氏名闕請軸状」に「筑紫監」とみえる（『大日本古文書』正倉院編年25-205）。養老令制下では、当然「大宰監」と記されるはずである。この史料も、大宝令語句復元の推定材料となろう。